

5 医療・福祉の充実

① 医療・健康

○医師確保関係事業（医療整備課） 682,058千円（H26 608,245千円）

地域に必要な医療の安定的な提供を図るため、医師の確保と定着を図ります。

[主な事業]

1 医師修学資金貸付事業 388,800千円

大学在学中の医学部生に対し修学資金を貸し付けます。平成27年度は長期支援コースの新規貸付枠を9名分拡充します。

[貸付コース]

①長期支援コース 352,800千円

貸付対象：県内の大学医学部、県外の大学医学部（知事の指定する大学に限定）の学生
貸付月額：公立大学15万円、私立大学20万円

②ふるさと医師支援コース 36,000千円

貸付対象：県外の大学医学部の学生（大学の限定なし）
貸付月額：一律15万円

2 医師キャリアアップ・就職支援センター事業 48,000千円

(1) 県内医療機関での臨床研修に関する情報提供や相談業務等の実施 45,500千円

[委託先] NPO法人千葉医師研修支援ネットワーク

[業務内容] 県内就職・定着を促すセミナー等の開催、広報活動等

(2) 医療技術研修補助 2,500千円

センター設備を活用した医療技術研修の受講者負担軽減のための助成

3 寄附講座の設置による香取海匠保健医療圏の医師確保対策事業 36,000千円

医師不足が深刻な香取海匠保健医療圏における医師の養成・確保を図るため、地域医療を担う医師の養成等を目的とした寄附講座を千葉大学に設置します。

[寄附講座の概要]

- ・実施主体：千葉大学
- ・実施体制：旭中央病院を講座の実践拠点とし、千葉大学から医師を派遣して実施

4 医師不足病院医師派遣促進事業【新規】 50,000千円

地域医療の基盤を支える県内自治体病院の医師不足の解消を図るため、医療機関が県内自治体病院への医師派遣を行う場合に助成します。

[補助先] 医師不足に起因する診療機能の低下が認められる県内自治体病院へ医師を派遣する医療機関

[補助基準額] 医師1人あたり1,250千円/月（上限）

[負担割合] 県2/3、派遣先自治体病院（市町村）1/3

[その他]

- ・派遣元医療機関を県で募集し、医師派遣協力医療機関として認定・登録
- ・派遣医師に対しては、医師キャリアアップ・就職支援センターでの医療技術研修の無料受講などの特典を付与

5 離職防止、定着支援対策 150,558千円

[主な事業]

- ・産科医等確保支援事業 66,578千円
産科医・助産師に支給される分娩手当に対する助成
- ・女性医師等就労支援事業 77,980千円
出産・育児等による女性医師の離職防止・復職支援の取組に要する経費に対する助成

○保健師等修学資金貸付事業（医療整備課） 229,020千円（H26 168,382千円）

看護師等養成所の学生のうち、卒業後県内に就業しようとする者に対して貸し付ける修学資金について、貸付対象者数を大幅に拡充し、地域医療に従事する看護師等の確保対策を一層強化します。

[貸付対象] 看護師等養成所に在学する者で、将来県内において看護師等の業務に従事しようとする者

[貸付枠] H26年度：380名 → H27年度：500名（120名分を拡充）

[貸付額] 看護師・保健師 月額 民間立18,000円、公立16,000円
准看護師 月額 民間立10,500円、公立 7,500円

○病院内保育所運営・施設整備事業（医療整備課） 493,711千円（H26 470,681千円）

看護師等の定着支援と再就業支援のため、医療施設内の保育施設の開設費用及び運営費に助成します。

- ・運営費補助 457,447千円
[対象施設] 県内医療機関 87施設
[補助率] 2/3 等
- ・施設整備補助 36,264千円
[対象施設] 6施設
[補助率] 0.33

○看護師等養成所運営費補助（医療整備課） 326,664千円（H26 335,502千円）

看護師等の確保を図るため、看護師等養成所の運営費に対して助成します。

- [対象施設] 民間の看護師等養成所（15校・17課程）
- [対象経費] 専任教員給与費、生徒用教材費、事務職員給与、図書費、維持補修費 等
- [補助率] 課程、学生数等に応じた定額

○看護学生実習病院確保事業（医療整備課） 20,000千円（H26 20,000千円）

県内医療機関における看護師の定着を図るため、新たに県内の看護師養成所からの実習生を受け入れる病院に対して、受入れに要する経費の一部を助成します。

- [補助先] 県内の看護師養成所等から実習生の受入れを行う県内の病院
- [対象経費] ロッカー室・カンファレンス室の設置に要する経費
実習指導者講習会への参加に要する経費 等
- [補助基準額] 1か所あたり2,000千円
- [補助率] 1/2

○看護師養成学校整備促進事業（医療整備課） 1,078,670千円（H26 464,043千円）

看護師の確保・定着を促進するため、看護師養成学校の整備に対し助成します。

[対象施設] 大学看護学部、看護師養成所（専門学校）

[対象経費] 看護師養成学校の新築・増改築及びそれに伴う設備整備

[補助率] ①施設整備：1/2 又は 3/4、②設備整備：10/10

[補助予定]

- ・継続1校：国際医療福祉大学 229,280千円
- ・新規3校：秀明大学 369,300千円
- 東邦大学 110,790千円
- 東京情報大学 369,300千円

○周産期医療施設等運営費補助（医療整備課） 692,705千円（H26 487,249千円）

周産期医療施設の運営費に対して助成します。

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

[補助対象] ①総合周産期母子医療センター 2病院

②地域周産期母子医療センター 6病院

○周産期医療ネットワーク事業（医療整備課） 20,793千円（H26 21,346千円）

周産期における妊婦の救急搬送体制の強化等を行います。

[主な事業]

1 周産期医療情報センター事業（搬送コーディネート） 20,019千円

総合周産期母子医療センターにオペレーターを配置し、母体搬送コーディネートを実施します。

2 周産期医療関係者育成研修事業 325千円

周産期医療に必要な専門的・基本的知識、最新の周産期医療技術の習得等を目的として、周産期医療関係者の養成研修を行います。

○小児二次救急医療対策事業（医療整備課） 174,016千円（H26 173,932千円）

毎夜間休日における小児救急患者に対する救急医療体制を整備します。

1 小児救急医療拠点病院運営事業 138,681千円

広域を対象とした小児救急医療体制の確保のため、毎夜間、休日に小児救急患者の受入れを行う病院に対し運営費を助成します。

[対象施設] 小児二次救急医療拠点病院 3施設

[補助率] 10/10

2 小児救急医療支援事業 35,335千円

各医療圏における小児救急医療体制の確保のため、市町村等が休日及び夜間における小児救急医療体制を整備した場合に、その運営費に対して助成します。

[対象施設] 小児二次救急支援病院 3市1組合

[補助率] 2/3

○救命救急センター運営費補助、施設設備整備費補助（医療整備課）

773,462千円（H26 716,782千円）

救命救急センターの運営費及び施設設備費に対して助成します。

1 運営費補助 586,527千円

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

[補助先] 成田赤十字病院（32床） 115,783千円

亀田総合病院（42床） 118,917千円

日本医科大学千葉北総病院（30床） 142,327千円

順天堂大学医学部附属浦安病院（15床） 84,869千円

東京慈恵会医科大学附属柏病院（51床） 124,631千円

2 設備整備費補助 186,935千円

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

[補助先] 亀田総合病院 140,231千円

成田赤十字病院 45,048千円

東京慈恵会医科大学附属柏病院 1,656千円

○ドクターヘリ運営事業（医療整備課） 433,805千円（H26 420,043千円）

救命救急センターに常駐するドクターヘリの運航に要する経費に対し助成します。

[補助率] 10/10（国1/2、県1/2）

[補助先] 日本医科大学千葉北総病院 218,669千円

君津中央病院 215,136千円

○ドクターヘリ関連施設整備事業【新規】（医療整備課） 22,500千円

災害時等においてもドクターヘリの運航機能を維持し、安定した県内救急搬送体制を確保するため、ドクターヘリ基地病院の施設整備に対し助成します。

[補助率] 1/2

[補助先(整備内容)]

君津中央病院：ドクターヘリの燃料補給のための地下燃料タンクの整備

○救急医療コーディネーター事業（医療整備課） 23,604千円（H26 21,192千円）

救急隊と医療機関との間で、救急患者の搬送先の確保を図る救急コーディネーターを配置します。

1 救急医療コーディネーター事業 20,604千円（H26 21,064千円）

[実施地域]

①東葛飾地域・山武長生夷隅地域

②香取海匝地域

2 救急搬送実態調査事業 3,000千円

救急搬送実施基準の改正や搬送時間の改善状況等について検証を行うため調査を行います。

○地域中核医療機関整備促進事業【新規】（医療整備課） 71,900千円

地域医療提供体制の確保を図るため、地域の中核的医療機能や救急・小児・がんなどの特殊医療機能を担う医療機関の整備に対し助成します。

[対象施設] 公的医療機関 等

[対象事業] 地域の中核医療施設・特殊医療施設の新築・増改築 等

[補助率] 1/3

[補助先] 松戸市（松戸市立病院）

○がんセンター施設整備事業（経営管理課） 73,949千円（H26 116,200千円）

（債務負担行為 392,500千円）

【特別会計病院事業】

開院後40年を経過し、建物の老朽化や耐震強度不足、狭隘化などの課題を抱える千葉県がんセンターについて、今後の患者増も見据え、増改築を行います。

[整備内容] 建替・既存病棟改修、延床面積 54,000㎡、病床数450床（予定）

[内 訳]

- ・地質・アスベスト調査委託等 65,249千円
- ・運営システム策定支援委託 8,700千円（債務負担行為32,500千円とあわせ41,200千円）
- ・実施設計委託 —（債務負担行為360,000千円）

○東千葉メディカルセンター助成事業（健康福祉政策課）

718,300千円（H26 718,300千円）

救命救急センターを併設し、山武長生夷隅保健医療圏の中核的医療機関としての役割を担う東千葉メディカルセンターの整備費用を支援します。

[支援内容]

- ・建物整備 718,300千円（H26 718,300千円）

○回復期リハビリテーション病棟等整備事業【新規】（健康づくり支援課） 78,900千円

在宅復帰に向けた機能回復を担うリハビリテーション医療を提供できる病床の充実を図るため、病院の開設者が実施する回復期リハビリテーション病棟等の整備に対し助成します。

[補助対象] 県内の病院（急性期から回復期病床に転換する病院に限る）

[補助上限額] 新築・増改築 1,600千円/床、改修・設備整備 800千円/床
（1施設あたりの上限額 40,000千円/施設）

[補助率] 1/2

○医療情報連携システム整備促進事業【新規】（健康福祉政策課） 16,500千円

地域の医療資源を有効に活用し、患者に質の高い医療を提供できる体制づくりを促進するため、医療機関等が行う医療情報連携システムの導入に対し助成します。

[補助先] 県内医療機関、医師会、市町村 等

[対象経費] 複数の医療機関で患者情報を共有するための医療情報連携システムの導入経費

※以下の要件を満たすものに限る

- ・当該システムにより患者情報を共有する医療施設が10施設以上あること
- ・10施設以上の参加施設の中に、急性期病院、回復期病院、診療所などが、機能・役割ごとに全て1施設以上含まれていること

等

[補助基準額] ①基幹病院等（サーバーシステム設置施設） 10,000千円

②その他の医療機関 100千円

[補助率] 1/2

○地域医療介護総合確保基金造成事業（健康福祉政策課） 5,000,000千円

医療・介護人材の確保や地域医療の格差解消、地域包括ケア・在宅医療の推進など、医療・介護分野における様々な課題に対応していくために必要な財源を確保するための基金への積立てを行います。

[負担割合] 国2/3、県1/3

○がん対策事業（健康づくり支援課）

160,265千円（H26 177,936千円）

がん対策の推進のため、地域がん診療連携拠点病院等の機能強化やがん患者の情報等の収集・分析、ボランティアを活用したがん患者支援等に取り組みます。

[主な事業]

1 地域統括相談支援センター事業 3,900千円（H26 4,832千円）

がん経験者であるピアサポーターを通じた相談支援の充実を図るため、ピアサポーターの養成や活動支援を行います。

[委託先] 千葉県がんセンター

2 地域がん診療連携拠点病院等機能強化事業 145,000千円（H26 162,000千円）

地域がん診療連携拠点病院等が行うネットワーク事業や相談支援、研修の実施等に係る費用に対して助成します。

[基準額] 15,000千円（地域がん診療連携拠点病院）

10,000千円（地域がん診療病院）

[負担割合] 国1/2、県1/2

[対象病院] 船橋市立医療センター等 10病院

3 がん登録促進事業 11,310千円（H26 11,049千円）

県内医療機関からの診療情報の収集・分析等を行います。

○在宅歯科・口腔保健推進事業（健康づくり支援課） 25,500千円（H26 18,358千円）

在宅歯科診療や口腔保健の普及向上を図るため、在宅歯科医療機器の設備整備に対する助成、在宅歯科医療連携室の設置、歯科・口腔保健に携わる人材の育成等を実施します。

[主な事業]

1 在宅歯科診療設備整備事業 10,000千円

①基本設備導入 5,000千円

[補助対象] 対象者 病院若しくは診療所の開設者

対象事業 在宅歯科診療を実施するための設備整備事業

[補助率] 2/3

②安全設備導入 5,000千円

[補助対象] 対象者 病院若しくは診療所の開設者

対象事業 在宅歯科診療を行う際の歯科以外の偶発的事案に対処するための設備整備事業

[補助率] 1/2

2 在宅歯科医療連携室整備事業 5,000千円

[事業内容]

- ・在宅歯科医療を希望する患者の相談窓口の開設
- ・在宅歯科診療を行う歯科医師育成のための研修会 等

3 歯科・口腔保健に携わる人材の確保・育成 8,000千円

[事業内容]

- ・障害児への摂食嚥下指導やがん患者に対する歯科治療等に関する歯科医師等への研修
- ・未就業の歯科衛生士の復職支援研修 等

○食からはじまる健康づくり事業（健康づくり支援課） 6,660千円（H26 5,350千円）

食生活の影響が大きい疾患の予防のため、バランスの取れた食習慣を普及推進します。

[事業内容]

1 調理師条例関連事業【新規】 1,310千円

平成26年10月に制定した「調理師による県民の食生活の向上に関する条例」についての普及啓発等を行います。

2 人材育成事業 4,070千円

中堅調理師等を対象に、ヘルシーメニューの提供に向けた調理講習会等を実施するとともに、調理師免許証の新規取得者向けの研修を実施します。

3 子どもの健康づくり事業 1,280千円

子どもや子どもを取り巻く大人に対し、食を通じた生活習慣病予防に係る普及啓発等を行います。

○自殺対策推進事業（健康づくり支援課） 102,500千円（H26 110,454千円）

自殺による死亡率の減少を図るため、相談支援体制の確保や普及啓発を実施します。

1 県実施事業 12,468千円

[主な事業]

- ・利用しやすい相談窓口の開設 4,198千円
- ・自死遺族支援事業 1,748千円
- ・うつ病等への対応力向上研修 2,488千円
- ・県民等に対する啓発・情報提供 2,038千円

2 市町村団体補助事業 90,032千円

○危険ドラッグ対策事業（薬務課） 25,637千円（H26 3,100千円）

危険ドラッグの使用を原因とする事件や事故が多発する中、店舗やインターネット等で販売されている薬物の検査を実施するとともに、乱用防止のための広報啓発を引き続き実施します。

1 検査体制の整備 4,799千円

危険ドラッグの販売の有無を確認するために、固定店舗やインターネットから薬物を購入して検査を実施します。

2 広報啓発活動の実施 20,838千円

危険ドラッグの危険性や違法性を県民に周知するため、平成26年度に引き続き広報啓発活動を実施します。

- ①中学生・高校生向けの啓発DVDの作成 5,000千円
- ②インターネットにおける啓発広告の掲載 6,480千円
- ③集客地での広報活動 8,883千円
- ④条例の普及啓発 475千円

○病院事業会計負担金（健康福祉政策課） 11,636,632千円（H26 11,648,155千円）

県立病院が良質な医療を安定的に県民に提供していくために必要な経費を負担します。

② 社会福祉

○中核地域生活支援センター事業（健康福祉指導課） 302,144千円（H26 279,444千円）

全ての県民を対象として福祉全般にわたる相談に24時間365日体制で応じ、速やかに適切な関係機関への連絡・調整等を行います。また、生活困窮者自立支援法の施行（平成27年4月1日）に伴い、印旛ほか5圏域において、同法に基づく生活困窮者の自立相談支援事業を併せて行います。

[設置箇所] 健康福祉センター圏域ごと・計13か所

[委託先] NPO法人・社会福祉法人等

○生活困窮者自立支援事業【新規】（健康福祉指導課） 12,395千円

生活困窮者自立支援法等に基づき、離職により住居を失った生活困窮者に対する給付金の支給や、生活保護受給者に対する相談・情報提供等を通じた就労支援を行います。

1 住居確保給付金 4,403千円

[支給対象者] 離職後2年以内かつ65歳未満であって、住居がないか、失うおそれのある者

[支給額] 生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠した額

[支給期間] 原則3か月間（3か月延長可能、最大9か月まで）

2 被保護者就労支援事業 7,992千円

- ・生活保護受給者に対する就労支援員による就労支援
- ・生活保護受給者を対象とした就労支援セミナーの開催

③ 高齢者福祉

○老人福祉施設整備事業補助（高齢者福祉課） 4,920,000千円（H26 1,593,600千円）
（債務負担行為 3,864,000千円）

特別養護老人ホームの創設・増改築及び老人短期入所居室の整備に要する経費に対し助成します。

[実施主体] 市町村、社会福祉法人

[補助単価] 4,500千円/床（特別養護老人ホーム）、800千円/床（老人短期入所居室）

[整備床数] 1,200床（特別養護老人ホーム）、150床（老人短期入所居室）

○介護基盤整備交付金事業（高齢者福祉課） 1,150,000千円（H26 2,669,000千円）

市町村等が実施する小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の介護施設の整備等に対し助成します。

[補助対象] 小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等

[限度額] 小規模特別養護老人ホーム 4,500千円×定員数

認知症高齢者グループホーム 1施設 30,900千円 等

[整備床数等] 小規模特別養護老人ホーム 5施設

小規模多機能型居宅介護事業所 9施設

認知症高齢者グループホーム等 6施設 等

○特別養護老人ホーム等の開設準備支援等事業（高齢者福祉課）

706,000千円（H26 928,880千円）

特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の介護施設が開設前に行う職員雇用や広報等の準備経費に対し助成します。

[補助対象] 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム 等

[限度額] 618千円×施設定員数（創設・増床） 等

[整備床数等] 1,143床分

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス支援事業（保険指導課）

28,610千円（H26 26,580千円）

日中・夜間を通じて介護・看護のサービス提供を受けることができ、住み慣れた在宅での高齢者の生活を支えるサービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」の普及に向けて、事業者がサービスを開始しやすくするための支援を行います。

[実施主体] 市町村

[補助対象] 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所の運営への助成費
(開設年度を含めて2年間まで)

[補助率等] 定額（支出に対して収入が不足する額の1/3が限度）

[事業期間] 平成26年度～平成28年度

○サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業（住宅課）

240,000千円（H26 120,000千円）

高齢者が安心して居住できるサービス付き高齢者向け住宅について、介護事業所等との連携が図られているなど、将来支援を必要とする状態になっても住み続けることができる、より良質な住宅を整備する場合に、国の補助に加え、県単独の上乗せ補助を行います。

[補助対象]

国の補助金を受けて整備する住宅であって、

- ・介護・医療サービス事業所との連携が図られていること。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所を併設すること。

[補助率]

住宅建設費の1/20（50万円/戸上限）

ただし、介護事業所を併設する場合については、補助率を2倍（1/10：100万円/戸）とする。

○地域包括ケアシステム構築市町村支援事業【新規】（保険指導課） 7,619千円

市町村が主体的に実施する医療・介護連携体制の構築や介護予防事業等の取組を支援するため、市町村職員の研修や地域において支援を行う人材の育成等に取り組みます。

- ・地域ケア会議の支援 629 千円
- ・医療・介護連携体制構築支援 1,318 千円
- ・介護予防・日常生活支援総合事業移行支援 828 千円
- ・地域人材の育成 4,844 千円

○元気高齢者の活躍サポート事業【新規】（高齢者福祉課） 10,504 千円

高齢者の社会参加を促すとともに、地域での担い手を育成するため、高齢者が主体となって地域課題の解決に取り組む事業に対し助成します。

[補助対象] 高齢者を中心に組織された団体等

[補助額] 3,000 千円×3 団体

○認知症対策支援事業（健康福祉指導課、高齢者福祉課）

54,854千円（H26 50,534千円）

認知症に対する地域でのサポート体制の構築や各種相談等の総合的対策を実施するとともに、医療・介護の連携による支援体制の構築を図ります。

[主な事業]

1 認知症疾患医療センター運営事業 34,320千円（H26 26,281千円）

認知症治療の中核としての機能を持つ病院を、「認知症疾患医療センター」として県が指定し、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ります。

[委託先] 認知症治療の中核としての機能を持つ病院 9病院

[業務内容]

- ①認知症疾患に関する鑑別診断 ②周辺症状と身体合併症に対する急性期治療
- ③専門医療相談等 ④地域保健医療・介護関係者への研修等

2 認知症普及啓発事業 2,560千円（H26 2,560千円）

認知症の人が地域で暮らせるよう、人的資源（認知症サポーター・キャラバンメイト）を養成するとともに、認知症への正しい理解を促すための啓発イベント（メモリーウォーク）を開催します。

3 認知症相談支援事業 6,032千円（H26 6,252千円）

(1) 認知症コールセンター運営事業 4,885千円（H26 5,105千円）

認知症コールセンターを設置し認知症の各種相談等を実施します（千葉市と共同設置）。

[委託内容] 電話相談（週4日・2人体制）・面接相談（週1日・2人体制）

(2) 認知症の人と家族の交流会実施事業 1,147千円（H26 1,147千円）

認知症の人の家族を支援するための交流会を実施します。

[委託内容] 認知症患者を家族にもつ方同士の交流会開催

4 医療と介護の地域支援体制強化事業 2,350千円（H26 5,250千円）

認知症の人と家族を支援するための医療・介護の連携の中心となる「認知症コーディネーター」を養成します。

[事業内容]

認知症コーディネーター養成研修、フォローアップ研修、報告会

④ 障害者福祉

○障害者グループホーム等に対する支援（障害福祉課）

470,370千円（H26 449,300千円）

障害者の地域移行の受け皿となるグループホーム等を支援するため、運営費や家賃などを補助するほか、支援ワーカーによる相談支援を行います。

[事業内容]

1 運営費補助 286,020千円（H26 279,800千円）

[対象経費] ホームの運営に要する人件費、運営費等の経費

[補助率] 県1/2、市町村1/2

2 家賃補助等 124,200千円（H26 109,200千円）

[対象者] ホームを利用する者のうち、特に収入の少ない者

[補助率] 県1/4、市町村1/4

3 相談支援等 60,150千円（H26 60,300千円）

県内13障害保健福祉圏域に支援ワーカーを配置

○高次脳機能障害支援センター事業（障害福祉課） 71,700千円（H26 71,700千円）

交通事故等により脳が障害を受け、記憶障害・注意障害等の後遺症を呈する高次脳機能障害者に対し、作業療法士やソーシャルワーカー等の専門家による支援を行います。

[委託先] 社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉事業団
(千葉リハビリテーションセンター内)

[委託内容] 集団訓練、家族集団カウンセリング、自動車運転再開への支援等

○精神障害者地域移行支援事業（障害福祉課） 18,431千円（H26 21,218千円）

精神科病院に入院している精神障害者のうち、受入れ条件が整えば地域移行可能な精神障害者に対し、地域移行・地域定着のための支援を行います。

[事業内容]

- ・地域移行支援協議会の開催 13,395千円
- ・高齢入院患者の地域移行モデル事業 4,956千円
- ・運営委員会開催 80千円

○障害者就業・生活支援センター事業（障害福祉課、産業人材課）

153,027千円（H26 158,867千円）

障害者の自立を促進するため、障害者に身近な地域で生活面と就業面等で一体的に支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置・運営します。

[設置数] 16ヶ所

[事業内容]

- ・生活習慣の形成など日常生活の自己管理・地域生活・生活設計に関する助言等
- ・就職活動・職場定着等に向けた支援、企業に対する雇用管理上の助言等

○障害者の工賃アップのための事業（障害福祉課） 32,000千円（H26 40,392千円）

県内の就労支援事業所等における工賃水準の向上を図るため、商品の販路拡大や新商品開発等に取り組む事業所を支援します。

[事業内容]

- ・販路や受注を拡大するための合同販売会の開催
- ・障害就労施設等の効率的な運営のための研修、相談
- ・官公庁からの発注促進に向けた依頼訪問や受注事業所のデータベース化 等

○強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業（障害福祉課）

6,100千円（H26 5,358千円）

県内の知的障害者支援施設における強度行動障害のある方に対する支援を適切に実施するため、支援に携わる職員を対象として、実地指導を中心とした研修を実施します。

[委託先] 社会福祉法人 菜の花会

[対象者] 県内の知的障害者支援施設の支援員16名（障害保健福祉圏域ごとに1人）

[研修内容] 1人当たり、座学での講習を年間12日間、勤務先施設で巡回指導による実地講習等を年間26日間受講

○袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業【新規】（障害福祉課） 237,507千円

平成26年8月の千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会の最終報告において、平成29年度末までの3年間で、袖ヶ浦福祉センター利用者の民間・地域移行や県全体で障害児の受入先の確保を進める方向性が示されたことを受け、受入先となる民間施設等の整備等に対する支援を行います。

1 受入先施設の整備 234,140千円

[補助先] 袖ヶ浦福祉センターからの地域移行等に伴い障害者(児)支援施設等を整備する
社会福祉法人

[補助率] 補助基準額の3/4

(受入対象者の障害程度等に応じて補助額を加算)

2 運営費支援 3,367千円

[補助対象] 袖ヶ浦福祉センター利用者を受け入れる社会福祉法人

[補助率] 定額 (受入対象者の障害程度に応じて補助額を加算)

⑤ 社会保障費

○社会保障費 255,545,632千円 (H26 237,061,808千円)

1 補助事業 241,324,115千円 (H26 223,502,424千円)

[主な事業]

・ 難病医療費助成事業 (疾病対策課) 9,100,000千円 (H26 6,790,000千円)

原因不明の難病のうち国が定めた疾患について医療費を負担します。

[負担割合] 国 1/2、県 1/2

[対象疾患] 段階的に拡充される予定

- ・ H26年12月まで : 56疾患
- ・ H27年 1月から : 110疾患
- ・ H27年度中(予定) : 約300疾患

・ 児童手当支給事業 (児童家庭課) 15,000,000千円 (H26 15,300,000千円)

中学校修了前までの児童に児童手当を支給します。

[支給要件] ①日本国内に住所を有すること

②中学校修了前の児童を監護し、一定の生計関係にあること

③施設入所等児童が委託されている施設の設置者又は里親等

[支給額] 3歳未満 月額15,000円

3歳以上 第1子、第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円

中学生 月額10,000円

所得制限家庭 (年収960万円程度) 月額5,000円

[負担割合] 国2/3、県1/6、市町村1/6 等

・子ども・子育て支援新制度関係事業【新規】〔再掲〕（児童家庭課） 10,520,000千円

1 施設型給付費【新規】（児童家庭課） 7,120,000千円

子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園・保育所・幼稚園の運営費に対する共通の給付として市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

[対 象] 私立の認定こども園、保育所、幼稚園

[負担割合] 国（直接）1/2、県1/4、市町村1/4 等

2 地域型保育給付費【新規】（児童家庭課） 400,000千円

子ども・子育て支援法に基づき、待機児童の解消や保育機能の確保を図るために市町村が実施する小規模保育事業、家庭的保育事業等の運営費に対して支弁する給付費の一部を負担します。

[対 象] 小規模保育、家庭的保育等を行う民間事業者

[負担割合] 国（直接）1/2、県1/4、市町村1/4

3 地域子ども・子育て支援事業【新規】（児童家庭課） 3,000,000千円

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する放課後児童クラブ、病児保育、延長保育、一時預かり等の事業に要する経費に対し助成します。

[主な事業]

・放課後児童健全育成事業 1,408,200千円

仕事などで保護者が昼間家庭にいない児童の生活や遊びの場となる「放課後児童クラブ」を実施する市町村の運営費等に対し助成します。

[補 助 率] 国1/3・県1/3・市町村1/3

[補助対象] 原則として開設日数250日以上、児童数10人以上のクラブ

・病児保育事業 188,000千円

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に実施する保育等に対して助成します。

[補 助 率] 国1/3・県1/3・市町村1/3

- ・ **延長保育事業** **250,000千円**

通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で実施する保育に対して助成します。

[補助率] 国1/3・県1/3・市町村1/3

- ・ **一時預かり事業** **362,400千円**

家庭において、一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うための費用を助成します。

[補助率] 国1/3・県1/3・市町村1/3

- ・ **地域子育て支援拠点事業** **599,497千円**

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うための事業に対して助成します。

[補助率] 国1/3・県1/3・市町村1/3

- ・ **障害者自立支援給付費負担金（障害福祉課）** **16,000,000千円（H26 16,589,000千円）**

障害者総合支援法に基づき市町村が実施する介護給付・訓練等給付等の支給に要した経費を負担します。

[負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **自立支援医療事業（児童家庭課・障害福祉課）** **8,914,400千円（H26 8,654,300千円）**

障害者総合支援法に基づき、障害児者に対する公費負担医療に要した経費を負担します。

- ・ **後期高齢者医療給付費負担金（保険指導課）** 40,200,000千円（H26 37,900,000千円）
 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の医療等に要した費用を負担します。
 [負担割合] 国4/12、県1/12、市町村1/12、千葉県後期高齢者医療広域連合6/12

- ・ **介護給付費負担金（保険指導課）** 53,100,000千円（H26 50,400,000千円）
 介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付に要した費用を負担します。
 [負担割合]（施設等給付費）国20%、県17.5%、市町村12.5%、保険料50%
 （居宅給付費）国25%、県12.5%、市町村12.5%、保険料50%

- ・ **第1号介護保険料軽減負担金【新規】（保険指導課）** 971,000千円
 介護保険法に基づき、65歳以上の介護保険料負担者のうち非課税世帯の保険料を軽減します。
 [負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **国保県財政調整交付金（保険指導課）** 33,789,000千円（H26 32,110,000千円）
 国民健康保険法に基づき、市町村国保の医療給付費について、市町村に対し交付金を交付します。

- ・ **国保経営安定化対策事業（保険指導課）** 19,123,000千円（H26 17,487,000千円）
 国民健康保険法に基づき、保険料（税）の軽減額や高額な医療に要した費用を負担します。

2 県単独事業 14,221,517千円 (H26 13,559,384千円)

[主な事業]

・ 重度心身障害者（児）医療給付改善事業（障害福祉課）

4,248,000千円 (H26 3,637,000千円)

重度心身障害者（児）の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。なお、平成27年8月からは、これまでの償還払い方式から現物給付方式に移行することにより、受給者の利便性の向上を図ります。

[対象者] 身体障害者手帳1級、2級又は療育手帳 ㊤、Aの1、Aの2の保持者
(65歳以上新規手帳取得者は対象外 (平成27年8月以降))

[対象経費] 医療給付費に係る自己負担額等

[負担割合] 県 1/2、市町村 1/2

※平成27年8月から入院1日・通院1回につき300円の利用者負担となります。

・ 軽費老人ホームサービス提供費補助（高齢者福祉課）

1,639,000千円 (H26 1,648,000千円)

低所得高齢者の支援のため、民間立の軽費老人ホームの運営費に助成します。

[対象] 民間立の軽費老人ホーム（政令市・中核市を除く）

[基準額] (支出基準額－本人徴収上限額) × 10/10 + 各種加算

※支出基準額 = (地域・定員等に応じた1人当たり月額) × 定員 × 月数